

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1 競技名 水 球

2 合同チームの編成基準

(1) 人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

① 部員不足（6人以下）の2校による合同チーム

例：A校…6人 B校…6人

この場合、合計部員数が7人以上12人以下であること。

② 部員不足（6人以下）の3校以上による合同チーム

例：A校…6人 B校…4人 C校…3人

：A校…5人 B校…3人 C校…3人 D校…2人

：A校…6人 B校…6人 C校…6人

この場合、合計部員数が7人以上18人（予選会登録数：但し大会出場時は13人）以下であることとし、校数制限は設けない。

③ 特例：部員充足校と部員不足校による合同チーム

例：A校…7人 B校…6人

：A校…8人 B校…3人 C校…2人

この場合、合計部員数は13人以下であること。合計した人数が13人を越えた上で、13人を選抜する合同は認められない。

(2) 編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に各都道府県における高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に当該校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

(3) チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

(4) ユニフォーム

帽子については必ず統一する。帽子に校名が入っている場合、合同チームを構成する学校のいずれの名前でもかまわない。その他のユニフォームについては、学校ごとに統一されていれば統一する必要はない。

3 合同チーム参加の承認

各都道府県高等学校体育連盟水泳専門部及び各地域高等学校体育連盟水泳専門部において編成基準に沿った合同チームであるかを審査し、当該の都道府県高体連会長が承認する。

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1 競技名 バスケットボール

2 合同チームの編成基準

(1) 人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

- ①部員数が4名以下のチームは複数校で合同チームを編成することができる。
- ②合同チームのメンバーは合計で予選会等各大会規定の登録メンバーを超えないようにすること。
- ③合同チームは原則として同地区、同支部内で編成すること。他地区、他支部のチームと合同チームを編成する場合は都道府県専門部が判断・承認し、都道府県高体連会長が決定する。
- ④合同チームは計画的に練習ができるようすること。

【特例】

以下のチームは特例として、5名以上の部員を擁する近隣の学校と合同チームを組むことができる。この場合、上記②の人数の規定は適応しない。

ただし、特例の合同チームの判断・承認は都道府県専門部が行い、都道府県高体連会長が決定する。

(1)合同希望チームが地区（又は支部など）で1チームしかない場合

(2)合同希望チームが地区（又は支部など）内に複数あっても、お互いの距離があり、計画的に練習ができない場合

(2) 編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。

但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に合同チームで予選会に参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。

(3) チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

(4) ユニフォーム

統一することが望ましいが、各学校のユニフォームを着用して出場することも可とする。ただし、背番号は重複することのないようにする。

(5) 申請について

- ①全国高体連が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」の条件及び本ガイドラインを満たすことを前提とする。
- ② 合同チームを編成する場合、予選会申し込み日までに、都道府県専門部に申し出をし、審査を受け、大会参加申し込みの許可を得ること。
- ③ 合同チームで予選会等各大会に参加する場合、参加申し込み以降に入部した部員は出場することは出来ない。
- ④ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

（第1版）2023年1月11日（水）

（第2版）2024年9月17日（火）

※全国高体連が示す「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」（２）の条件

- ① 合同チームの各校は、それぞれの学校教育計画に基づいて活動していること。
- ② 合同チーム該当競技は、原則として個人種目のない以下の団体競技とする。
水球・バスケットボール・バレーボール・ハンドボール・サッカー・ラグビー
フットボール・ソフトボール・アイスホッケー・ホッケー（計９競技）
- ③ 複数の都道府県・広域通信制及び混成課程による合同チームではないこと。
- ④ 合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。
（特例）
前年度に各都道府県における高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。
- ⑤ 合同チームの参加申込手続きは、各校の校長が承認の上、代表校長が行うこと。
- ⑥ 合同チームの引率は、各校の校長が認める各校の職員又は校長から委嘱された部活動指導員とする。但し、やむを得ない場合は各校の校長が合意した代表引率（部活動指導員を除く）とする。部活動指導員に引率を委嘱する校長は、都道府県高等学校体育連盟会長に事前に届け出ること。
- ⑦ 合同チームの監督・コーチ等は、各校の校長が認める指導者とし、それが外部指導者の場合は傷害・賠償責任保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入すること。
- ⑧ ⑥⑦について各都道府県における規程があり、引率・監督者がこの基準より限定された範囲内であればその規程に従うこと。
- ⑨ 参加料・引率に係る経費等は、各校で協議し按分すること。

「部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」
バレーボール専門部

1. 本ガイドラインの趣旨

合同チームは「部員不足」により単独校での大会参加を見合わせていたチームに出場の機会を与えるためのもので、強化を目的とした勝利至上主義であってはならない。

2. 合同チームの構成

- 1) 部員とは全国高等学校総合体育大会及び都道府県予選会等に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。
- 2) 部員不足とは単一の学校で部員が5人以下であることを指す。
- 3) 公立校・私立校を問わず、いずれの組合せも可とする。
- 4) 合同チームを構成する学校数は制限しない。但し、本大会にエントリーできる人数は12名以下とする。
- 5) 監督・選手・マネージャーのエントリー人数は単独チームと同一とする。
- 6) 引率責任者は、原則として構成するすべての学校において必要とする。

3. 編成期間

- 1) 合同チームの編成期間は、全国高等学校総合体育大会の都道府県予選会申込み時から本大会終了までとする。
- 2) 合同チームの編成は予選会から本大会までの期間で変更することはできない。本大会の出場権を得た場合、合同チームを構成しているいずれかのチームの部員不足が解消されても合同チームで出場することとする。

4. チーム名

- 1) 原則として合同チームを構成する校名の連記とする。

5. ユニフォーム

- 1) ユニフォームは統一することが望ましい。
- 2) 合同チームを構成する各校別々のユニフォームを着用する場合には背番号の重複を避け、リベロプレーヤーはリベロゼッケンを着用する。

6. 合同チーム編成の特例

- 1) 合同チームを構成しているチームのうちいずれかのチームが部員不足を解消した場合、部員不足が解消されていない構成チームは出場機会を失する可能性がある。そうしたチームの出場機会を確保するため、次の条件で合同チームを継続することを認めることがある。
 - ア. 部員不足が解消していないチームが他の部員不足のチームと合同チームを組むことが地理的な条件などにより難しいと判断される場合。
 - イ. 合同チームを構成するチームは、前年度に合同チームとして高体連主催大会に参加実績のあるチーム同士であること。

- ウ. その他合理的と判断される理由がある場合。ただし、1の趣旨に反しないこと。
- 2) この特例をうける場合には当該校の校長連名により都道府県高等学校体育連盟会長及びバレーボール専門部に申請するものとする。
- 3) 特例適用の可否は申請を受理した都道府県高等学校体育連盟及びバレーボール専門部の連携の下、都道府県高体連会長が承認する。

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1 競技名 ハンドボール

2 合同チームの編成基準

(1) 人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員が6名以下のチームは複数校で合同チームを編成することができる。

②合同チームで予選会・大会に出場する際は、規定の登録メンバー数を超えないようにすること。

③合同チームは同地区・同支部内で編成し、計画的に練習ができるようにすること。

（特例）

④合同希望チームが同地区・同支部で1チームしかない場合、または、同地区・同支部でもお互いの距離がある等、計画的に練習ができないと都道府県専門部が認める場合は、近隣の部員数7名以上のチームと合同チームを組むことができる。

(2) 編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に各都道府県における高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、その年度の全国高等学校総合体育大会終了時までの期間は合同チーム活動を延長することができる。

(3) チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

(4) ユニフォーム

統一したユニフォームであること。尚、ユニフォームに記載されている校名の規定は設けない。

3 その他

(1) 合同チームの申請については、予選会申込み日までに、該当校長連名により都道府県専門部に申請し、審査を受け、大会参加の許可を得ること。

(2) 全国高体連が定める「部員不足に伴う複数校合同チーム参加規程」および本ガイドラインに基づき、各都道府県の実情に合わせた各都道府県専門部の規定を盛り込むことを認める。

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1 競技名 サッカー

2 合同チームの編成基準

(1) 人数及び校数制限

部員とは高体連が主催、共催する大会に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員不足（10人以下）の2校による合同チーム

例：A校…10人 B校…6人

この場合、合計部員数が7名以上とし、合計部員数の上限は設けない。

②部員不足（10人以下）の3校以上による合同チーム

例：A校…7人 B校…5人 C校…3人

：A校…5人 B校…4人 C校…3人 D校…2人

この場合、合計部員数が7人以上とし、校数制限は設けない。

③特例：部員が揃っている高校と部員不足校による合同チーム

例：A校…11人 B校…4人

：A校…12人 B校…3人 C校…3人

この場合、合計部員数は20人以下であることが望ましい。

(2) 編成期間

合同チームの編成期間は原則大会ごととし、大会参加申込から大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に各都道府県における高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

(3) チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

(4) ユニフォーム

原則統一とする。

「ソフトボール競技 部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1 競技名 ソフトボール

2 合同チームの編成基準

(1) 人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

①部員不足（８人以下）の２校による合同チーム

例：Ａ校…８人 Ｂ校…６人

この場合、合計部員数が９人以上１６人以下であること。

②部員不足（８人以下）の３校以上による合同チーム

例：Ａ校…７人 Ｂ校…５人 Ｃ校…３人

：Ａ校…５人 Ｂ校…４人 Ｃ校…３人 Ｄ校…２人

この場合、合計部員数が９人以上２４人（予選会登録数：但し大会出場時は都道府県の実情（参加申し込み人数の上限）に合わせる）以下であることとし、校数制限は設けない。

③特例１：部員が９人以上いる学校と部員不足校（８人以下）の２校による合同チーム

Ａ校… ９人以上 Ｂ校… ８人以下

原則として、合計部員数は１６人以下が望ましいが、部員不足の学校と合同を組める９人以上いる学校が１校しかない場合はこの限りではない。（予選会登録数：但し大会出場時は都道府県の実情（参加申し込み人数の上限）に合わせる）

④特例２：部員が９人以上いる学校と部員不足校（８人以下）の３校以上による合同チーム

Ａ校… ９人以上 Ｂ校… ３人 Ｃ校… ２人 Ｄ校… ３人

原則として、合計部員数は２４人以下が望ましいが、部員不足の学校と合同を組める９人以上の学校が１校しかない場合はこの限りではない。（予選会登録数：但し大会出場時は都道府県の実情（参加申し込み人数の上限）に合わせる）

(2) 編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。

但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、特例として前年度に各都道府県における高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度以降に部員数不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。予選会参加申込から大会終了時までとする。

(3) チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

(4) ユニフォーム

統一する必要はない。

「競技別部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1 競技名 ホッケー

2 合同チームの編成基準

(1) 人数及び校数制限

部員とは全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）及び都道府県予選会等（以下「予選会」という。）に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く。

① 部員不足（10人以下）の2校による合同チーム

この場合、合計部員数が11人以上20人以下であること。

但し、大会出場エントリー数は、大会参加制限の規定によるものとする。

② 部員不足（10人以下）の3校以上による合同チーム

例：A校…7人 B校…5人 C校…3人

：A校…5人 B校…4人 C校…3人 D校…2人

この場合、合計部員数が11人以上21人以下であること。

但し、大会出場エントリー数は、大会参加制限の規定によるものとする。

校数制限は設けない。

③ 特例：部員が11人以上校と部員不足校による合同チーム

例：A校11～14人 B校1～4人

この場合、合計部員数は問わない。

但し、大会出場エントリー数は、大会参加制限の規定によるものとする。

(2) 編成期間

合同チームの編成期間は、予選会参加申込から当年度の全国高等学校総合体育大会終了時までとする。但し、一旦編成された合同チーム活動の継続性を担保するため、以下の特例を認める。

（特例）

前年度に各都道府県における高体連主催大会に合同チームで参加実績のある学校に限り、翌年度に部員不足を解消した場合でも、合同チーム活動を延長することができる。その場合、年度初めの選手登録時に該当校長連名により都道府県高体連会長に申請すること。

(3) チーム名

原則として編成校の校名連記とする。

(4) ユニフォーム

参加校のいずれかのユニフォームを使用するか、新規に作成した合同チームのユニフォームを使用する。

(5) その他

- ① 合同チームとなる 2 校以上の部員（日本ホッケー協会登録）が各校 10 人以下であること。
- ② 全国高校総体及び各都道府県予選及び各ブロック予選においてのエントリー数は、大会参加制限の規定によるものとする。
- ③ 合同チームは必ず日本ホッケー協会にチーム登録が完了した学校でなければならない。

3 その他

特になし